

川崎市公告第1086号

川崎都市計画防災街区整備地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎市条例第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和7年7月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 種類

川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定

2 名称

小田周辺地区

3 位置及び区域

川崎市川崎区小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、
小田6丁目、小田7丁目、浅田1丁目、浅田2丁目、浅田3丁目及び浅田4丁目地内

4 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階）
川崎区役所2階市政資料コーナー（川崎区東田町8）
川崎区役所田島支所仮庁舎（川崎区田島町20-23）
川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階）

5 縦覧期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月15日（火）まで

6 意見書提出期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月22日（火）まで